



新庁舎エレベーター変更

岐阜市役所新庁舎のいわゆる「特権エレベーター」について、設置を取止める旨が報道されました。以前の中日新聞第一報から論議が始まった「特権エレベーター」は、理由と説明された「災害時の使用」にも無理があり、議員駐車場からの動線でも利便無し。

「特権」を批判され、ドアを撤去して市民に開放した（分かり難い場所との批判もあるが）事で「セキュリティー対策」理由は無意味になっていました。しかし、増額を繰り返す新築予算の中で、計画は存続し続けました。遂には、市長用エレベーターの誘りも。

設計変更は世の常

前市長の「特権」的イメージの残る設計は、細江前市長の負の遺産に成ると思われていました。今回、柴橋市長の冷静な判断で変更が決定されたのは、市民にとって理解しやすいニュース。大きな建築物では「設計変更」は「付き物」で、「工事出来ない」とか「不便」とか「追加工事」「新用途の発生」など驚く事でもありません。前市長の主張から解放されて、素直な気持ちで設計図に向き合う事が大切。

エレベーターの「窓が無い空間」は文書等の倉庫に有効活用されると便利です。現庁舎は書庫が少なく、それが机脇に書類が溜まる原因の一つとなっています。カギのかかる場所へ保存したい文書もあり、文書倉庫はどんなにあっても邪魔にならないのでは。

新庁舎を使用し始めると「足りない」と感じるでしょう。不使用の空間が残される事は、前市長の負の遺産を抱き続ける事になり、100年の計とはほど遠い。

水増しは無いが 岐阜市障害者雇用率は未達成

人事課によれば、岐阜市は報道にあるような「ごまかし」は無く、手帳所持者の雇用を守っているとの事です。雇用率は昨年から本年4月に0.2%引き上げられたので、法定雇用率未達成（昨年は達成）となっているとの事です。

原因の一つに、自治体の「行政改革」と言う名の、職場のスリム化、合理化、民間委託等が「市直営の障害者が働きやすい職場」を激減させた。が上げられます。それが、自治体内・地域で模範となるべき岐阜市役所の障害者雇用率を未達成にさせています。

自治体の現法定雇用率は2.5%、民間企業は2.2%で、さらに2020年度末までに0.1%引きあがるとのことです。職場の創造が求められます。

自治体間競争、都市経営、の言葉が強調され数字で行政が比較される風潮から、共生のための行政施策、雇用の創設が語られる時代へ一歩でも近付きたいものです。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

岐阜薬大は女性学生への減点無しです 就職前から就職差別の私立医大

大学受験での女性受験者への採点差別が大きな問題になっています。医学部を受験しても入学出来ない採点操作があれば、その時点で就職差別が性別でなされています。内閣の言う「女性活躍社会」とはほど遠い。「機会均等法」以前の社会が今の日本か。

岐阜市立薬大は「どうですか？」とお聞きしましたら、「勿論、薬大はそんな事はありません」とのこと。「女性の方が多いのでは」との事でした。市立岐阜商業は以前、男性だけの高校でしたが、共学になり優秀な生徒の受験が増えたと聞いています。

一方、市立女子短大は、その希少価値から全国から受験生が集まり、就職率も良いとの事ですが「女性への特化」を如何考えてよいのか今後の課題。

NHK岐阜の視点

大野通元市議会議員の政務活動費に関係する詐欺容疑事件で、岐阜地方検察庁が「起訴猶予」を理由として「不起訴」と発表したことに対し、市民が「不起訴不当」として岐阜検察審査会へ申し立てをしました。検察審査会も「不起訴不当」の結論を出し、再捜査を検察が行なったとの事ですが、再捜査の結果は前回と同じく「不起訴」でした。

この検察の発表報道で、NHK岐阜は以前の報道で「不起訴」という言葉を使用しましたが、今回は「起訴猶予」という言葉しか使用しませんでした。「起訴猶予」とは「詐欺事件の証拠は実在」している事実を認めることであり、「詐欺事件がない」事ではないと、報道されたと感じました。NHK報道では検察は「岐阜市が厳罰を望んでいない」事を「起訴猶予」理由として発表したとありました。改めて先の市議会質問での「情状酌量を求めた」と指摘された「細江文書」の存在が重要であったと感じます。前市長の負の遺産はまだ残されているようです。



松原のりかず
☎058-253-2500